

議案第 19 号

向日市公共下水道条例の一部改正について

向日市公共下水道条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市公共下水道条例の一部を改正する条例

向日市公共下水道条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定により確認申請を行う者は、次に定める排水設備確認申請審査等手数料を納付しなければならない。

区分	排水設備確認申請審査等 手数料
便器が3個以下の場合 (便器を設置しない場合を 含む。)	1申請につき 5,700円
便器が1個増すごとに	400円

- 4 前項に規定する手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市公共下水道条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請から適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市公共下水道条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行						
(排水設備の計画の確認)	(排水設備の計画の確認)						
第5条 略	第5条 略						
2 略	2 略						
3 <u>第1項の規定により確認申請を行う者は、次に定める排水設備確認申請審査等手数料を納付しなければならない。</u>							
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="309 853 360 880">区分</th><th data-bbox="507 853 746 929">排水設備確認申請審査等手数料</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="185 947 483 1068"><u>便器が3個以下の場合</u> <u>(便器を設置しない場合を含む。)</u></td><td data-bbox="515 947 746 1023"><u>1申請につき</u> <u>5,700円</u></td></tr><tr><td data-bbox="185 1086 432 1113"><u>便器が1個増すごとに</u></td><td data-bbox="651 1086 746 1113"><u>400円</u></td></tr></tbody></table>	区分	排水設備確認申請審査等手数料	<u>便器が3個以下の場合</u> <u>(便器を設置しない場合を含む。)</u>	<u>1申請につき</u> <u>5,700円</u>	<u>便器が1個増すごとに</u>	<u>400円</u>	
区分	排水設備確認申請審査等手数料						
<u>便器が3個以下の場合</u> <u>(便器を設置しない場合を含む。)</u>	<u>1申請につき</u> <u>5,700円</u>						
<u>便器が1個増すごとに</u>	<u>400円</u>						
4 <u>前項に規定する手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。</u>							